

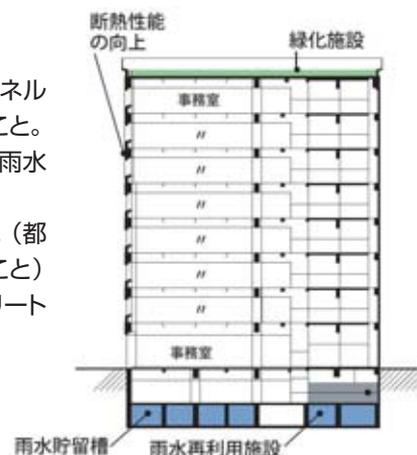
各種融資・税制制度

エコビル整備事業融資

日本政策投資銀行による低利融資：総事業費の40%以内

以下(1)～(4)のいずれかの要件を満たす環境に配慮した建築物(延床面積2,000m²以上)を整備する場合には、日本政策投資銀行の低利融資が受けられます。

- (1) 外壁の断熱性の向上など省エネルギー性能を確保するための建築計画・設計により、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネルギー基準を20%以上上回っていること。
- (2) 30%以上の節水効果を有する雨水・排水再利用施設や節水型器具、100m³以上の雨水貯留施設の設置により、水資源の有効利用、雨水の流出抑制が図られていること。
- (3) 敷地面積に対する緑化面積が20%以上で、かつ500m²以上の緑化施設を備えること。(都市緑化法の緑地地域で緑化が義務付けられた建築物では義務面積以上の緑化を行うこと)
- (4) 設備機器の保守・更新が容易なスペースを確保し、30N/mm²以上の高強度コンクリートを採用し建築物の長寿命化が図られていること。



対象地域

全 国

融資金額

総事業費(土地取得費、工事費及び設計費等)の40%以内

金 利

政策金利 I を適用(償却期間・事業内容等によって変わります)。

浸透ます、浸透トレンチ等を設置する住宅に対する融資額の特別割増

融資機関

住宅金融公庫

融資対象

洪水対策や地下水の涵養等を目的として、地方公共団体が住宅マスタープランに定めた建築基準や対象地域等の要件に適合する住宅

雨水貯留・浸透施設の設置に対して助成がある主な市町村 (平成19年1月現在)

●雨水貯留タンク

仙台市、日上市、宇都宮市、入間市、川口市、川越市、越谷市、幸手市、狭山市、志木市、草加市、所沢市、羽生市、八潮市、埼玉県宮代町、千葉市、市川市、台東区、墨田区、板橋区、足立区、葛飾区、青梅市、昭島市、調布市、小金井市、東村山市、多摩市、厚木市、海老名市、鎌倉市、座間市、平塚市、大和市、新潟市、上越市、長野市、大野市、千曲市、東御市、長野県小布施町、可児市、多治見市、三島市、安城市、一宮市、大府市、春日井市、蒲郡市、刈谷市、高浜市、豊川市、豊田市、豊橋市、田原市、愛知県大口町、大和郡山市、岡山市、倉敷市、松山市、鹿児島市 など

●浄化槽転用雨水貯留施設

仙台市、郡山市、宇都宮市、桶川市、川口市、越谷市、幸手市、志木市、吉川市、八潮市、埼玉県嵐山町、埼玉県杉戸町、埼玉県松伏町、埼玉県宮代町、千葉市、海老名市、市川市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、神奈川県葉山町、上越市、千曲市、可児市、多治見市、磐田市、掛川市、湖西市、袋井市、三島市、静岡県浅羽町、安城市、大府市、蒲郡市、刈谷市、高浜市、豊田市、豊橋市、碧南市、田原市、愛知県大口町、愛知県幸田町、愛知県東郷町、三田市、岡山市、倉敷市 など

●浸透施設(浸透ます・浸透トレンチ等)

仙台市、山形市、天童市、宇都宮市、川口市、川越市、狭山市、羽生市、千葉市、市川市、柏市、船橋市、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、板橋区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、羽村市、西東京市、鎌倉市、相模原市、座間市、秦野市、新潟市、大野市、多治見市、富士市、三島市、安城市、大府市、春日井市、刈谷市、江南市、高浜市、箕面市、高松市、熊本市、鹿児島市 など

雨水貯留浸透施設整備促進税制

固定資産税の特別措置

平成16年度より、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として雨水貯留浸透施設の整備を行う場合における固定資産税の特別措置が設けられました。

- 対象地域** 特定都市河川流域
- 要件** 特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設及び法に基づき指定された保全調整池
- 特例内容** 対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税標準が1/2に軽減されます。
 また、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設及び法に基づき指定された保全調整池に供する土地は、特定都市河川浸水被害対策法の趣旨を踏まえ、適正な固定資産評価を行うよう国から自治体へ周知されています。

雨水・排水利用施設整備促進税制（特別償却の適用）

特別償却の適用：10%または14%（雨水の利用に限る）

この税制は、船舶や航空機等の特定設備等に対して特別割増償却を認めるものでしたが、事務所ビル等における雨水・排水をトイレ洗浄水等の雑用水として有効利用することを図るため、雑用水利用を行うための施設（排水処理施設および雨水貯留槽）も平成7年度に追加されました。

- 対象地域** 全国
- 要件** 雑用水利用を行うための施設を設置すること
- 特例内容** 排水処理施設については14%の特別償却、排水処理施設と同時に設置される雨水貯留槽については10%の特別償却が可能（所得税・法人税）

高規格堤防整備促進税制（不動産取得税の特例措置）

- 対象** 高規格堤防の整備に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示のあった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合

河川立体区域制度の活用による河川整備促進税制（不動産取得税の特例措置）

- 対象** 河川立体区域制度の活用による河川整備に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、河川立体区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合